

年金機構けんぽからのお知らせ（第687号）8.10.2

令和8年台風第18号に伴う災害に係る災害救助法の適用について

〔鹿児島県の1町に災害救助法が適用〕
（令和8年9月30日現在）

この度の災害により被害を受けられた皆様方には、心よりお見舞い申し上げます。
内閣府より以下の市に対し災害救助法の適用が決定されたことを受け、適用対象市区町村における当健保組合の健康保険に関する取扱いについてお知らせいたします。

【災害救助法の適用対象市町村】（令和8年9月30日現在）

○鹿児島県
大島郡徳之島町

※なお、今後、適用対象市町村に該当した場合は、順次、同様の取扱いといたしますので、
内閣府ホームページ等のご確認をお願いいたします。

1 マイナ保険証、または資格確認書の取扱いについて

（1）マイナ保険証、または資格確認書を紛失または所持せずに避難された場合、
医療機関等の窓口で以下の事項を申し出ることにより、受診できます。

- i 氏名
- ii 生年月日
- iii 事業所名（日本年金機構）

（2）マイナ保険証をお持ちでなく、以下の場合は各申請書を提出してください。

【資格確認書を紛失された方】

- ・「資格確認書」（再）交付申請書
- ・資格確認書滅失届

※マイナンバーカードを紛失された場合は、住民票住所のある市町村へお問い合わせください。
また、マイナンバーが変更になった場合は、健保組合へご一報ください。

2 一部負担金等の免除の対象となる方

この度の災害救助法の適用を受けた市町村に住所を有する被保険者又は被扶養者の方であって、次のいずれかの申立てをした方。

- i 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨
- ii 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- iii 主たる生計維持者の行方が不明である旨

3 一部負担金等の免除期限

令和 9 年 2 月 28 日

4 免除証明書の発行

一部負担金等の免除を受けるためには、医療機関等の窓口の一部負担金等にかかる免除証明書を提示する必要があります。

「健康保険一部負担金等免除申請書(様式 1)」を記入し、申請書に被災状況が確認できる書類(り災証明書等)を添付のうえ、当健保組合へ郵送してください。

5 一部負担金等の還付

一部負担金等の免除対象となる方が、既に医療機関等の窓口で一部負担金等を支払った場合は、一部負担金等の還付を受けることができます。

「健康保険一部負担金等還付申請書(様式 2)」を記入し、還付を受けようとする一部負担金等の領収書(原本)を添付のうえ、当健保組合へ郵送してください。

※上記 4・5 とともに、入院時の食費、居住費、柔道整復、あんま・マッサージ、はり灸などは、対象となりませんのでご注意ください。

6 任意継続被保険者保険料の納付期限延長

一部負担金等の免除の対象となる方で、納付期限の延長を希望される場合は、申出(文書または電話)により、被害状況を勘案して個別に納付期限の延長をいたします。



照 会 先	日本年金機構健康保険組合 業務課 電話番号 03-5216-3223 ※お問い合わせは 12 時～13 時を除いた時間帯にお願いします。 (12 時～13 時は担当不在により回答できない場合があります。)
添 付 資 料	【様式 1】一部負担金等免除申請書 【様式 2】一部負担金等還付申請書 「資格確認書」(再)交付申請書 資格確認書滅失届